

## 被扶養者の認定日について

「被扶養者(異動)届」の提出があった場合、当組合の認定日の取り扱いは以下の通りになります。

認定事由		認定日	
①	被保険者の資格取得に伴うもの	被保険者の資格取得日	
②	出生(新生児)	出生日	
③	離職、結婚、所得減少等	事由発生日(遡り認定)	<u>事由発生日から1か月以内</u> に必要な書類に不備等がなく当組合が受理した場合のみ
		組合受理日	<u>事由発生日から1か月経過後</u> に必要な書類を当組合が受理した場合

### 【注意事項】

- ※ ①又は②の場合であっても、書類の提出が相当期間経過後であれば、組合受理日での認定とさせていただきます。
- ※ ③の場合で事由発生日から1か月以内の提出であっても、事由発生日の日付が書類上において不明確であれば、組合受理日での認定とさせていただきます。
- ※ 当組合に「被扶養者(異動)届」を提出後、一定期間経過後も必要書類が揃わない場合は、書類一式お返しいたします。